

質問に対する回答について

件名	東北自動車道 休憩施設混雑情報板設備工事
----	----------------------

番号	対象ファイル名等	対象ページ	質問事項	回答
1	金抜設計書	C-2、C-4、C-8、 C-10、C-14、C-16、 C-21、C-23、C-27、 C-29、C-32、C-35、 C-39、C-41、C-46	項目：配管工 E1 床堀・埋戻しは機械施工で想定しているのでしょうか。 C-43、C-48では配管工 E1は（人力掘削）という記載がありますが、上記の頁にはその記載がありません。 工事円滑化ガイドラインP3「条件明示の徹底」に基づいて明示してください。	内訳書に記載の埋設配管に関する項目の床堀・埋戻しはすべて人力掘削となります。
2	金抜設計書	C-2、C-9、C-11	項目：配管工 B2、配管工 B3、配管撤去工 B2 足場機械の計上がされていません。 足場機械は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。 工事円滑化ガイドラインP3「条件明示の徹底」に基づいて明示してください。	質問事項に記載の項目は対象ページにはありませんが、 仮に別ページの内訳書に記載のある配管工 B2、配管工 B3、配管撤去工 B2だとするならば、施工に必要な作業機械は該当する内訳書の項目に計上して下さい。 そのため、設計変更の対象ではありません。
3			項目：伝送損失試験や接続損失試験 混雑情報板、車両検知センサ、CCTV、遮断機には光ケーブル配線、接続が金抜設計書に計上されていますが、伝送損失試験や接続損失試験は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。 また、試験調整工に含まれる場合は箇所当りの伝送損失試験、接続損失試験の数量について、工事円滑化ガイドラインP3「条件明示の徹底」に基づいて明示してください。	伝送損失試験や接続損失試験は、試験調整工に含んでいません。 伝送損失試験や接続損失試験の実施について、現地条件により必要となった場合は設計変更の対象となります。
4			項目：落下防止ワイヤー 混雑情報板の標識板・表示部用の落下防止ワイヤーの図面がありません。 落下防止ワイヤーを設置する場合は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。 工事円滑化ガイドラインP3「条件明示の徹底」に基づいて明示してください。	落下防止ワイヤーについては、契約後に提示する「道路付属物の二重の安全対策設計・施工暫定要領」に基づき、対策方法や仕様材料等について設計計算等を行い監督員の承諾を得た上で施工することとなります。 したがって、混雑情報板の標識板・表示部用の落下防止ワイヤーについては設計変更の対象となります。

番号	対象ファイル名等	対象ページ	質問事項	回答
5			<p>項目：車両検知センサ用の足場</p> <p>図面番号共-A-09によれば、車両検知センサ用の足場がありません。 CCTVカメラの歩掛を準用していると推測されますが、標準図集でも支柱は点検足場付となっており、歩掛では足場用の高所作業車が計上されていません。 支柱添架の配管配線を含め、足場機械は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。 工事円滑化ガイドラインP3「条件明示の徹底」に基づいて明示してください。</p>	<p>車両検知センサ支柱の点検足場はR08.05.12に弊社HP掲載した質問に対する回答について(番号2)のとおりです。 また、支柱添架の配管配線などの施工に必要な作業機械は、該当する内訳書の項目に計上して下さい。 そのため、設計変更の対象ではありません。</p>
6			<p>項目：蔵王PAの交通規制</p> <p>蔵王PAの車両検知センサについて、図面番号仙-B-03では本線を横断する配線がありますが、金抜設計書C-41～43では本線の交通規制工が計上されていません。 本線の交通規制が必要となる場合は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。 工事円滑化ガイドラインP3「条件明示の徹底」に基づいて明示してください。</p>	<p>蔵王PAの車両検知センサについて、本線を横断する配線は、本線の交通規制が不要となるハンドホールから施工する計画としており、本線の交通規制工は不要です。 ただし、現地条件により必要となった場合は設計変更の対象となります。</p>
7			<p>項目：菅生PAの交通規制</p> <p>菅生PAの車両検知センサについて、図面番号仙-C-04ではスマートICのランプを横断する配線がありますが、金抜設計書C-48、49では標識車を使用する交通規制工が計上されていません。 標識車を使用する路肩規制やランプ規制が必要となる場合は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。 工事円滑化ガイドラインP3「条件明示の徹底」に基づいて明示してください。</p>	<p>菅生PAの車両検知センサについて、スマートICのランプを横断する配線は、標識車を使用する路肩規制やランプ規制が不要となるハンドホールから施工する計画としており、標識車を使用する路肩規制やランプ規制は不要です。 ただし、現地条件により必要となった場合は設計変更の対象となります。</p>